

作成日 : 2003 年 5 月 20 日

改訂日 (V.13) : 2019 年 7 月 9 日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 着色アリピレス木部乳剤 20

会社名 : 株式会社アグリマート

住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 3-12-2 京橋第 2 有楽ビル

担当部門 : 技術グループ

TEL. 03-5159-1711 FAX. 03-5159-1712

e-mail: agm-info@agrimart.co.jp

推奨用途及び使用上の制限 : 白蟻防除剤

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理化学的危険性	自然発火性液体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分 4
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分 4
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2 (神経系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2 (神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分 1
	水生環境有害性(長期間)	区分 1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHS ラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

警告

##### 危険有害性情報

飲み込むと有害

吸入すると有害

臓器(神経系)の障害のおそれ

長年にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系)の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

##### 注意書き

##### 【安全対策】

- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

- 取扱い後は手をよく手を洗うこと。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

#### 【応急措置】

- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- 漏出物を回収すること。

#### 【保管】

- 施錠して保管すること。

#### 【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性： 眼に対し強い刺激性を示すおそれがある。(本剤から着色剤を抜いた製品では、ウサギを用いた眼刺激性試験で強度刺激物に該当)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：

- 1) 2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(一般名 ビフェントリン)
- 2) 3-ヨード-2-プロピニルブチルカーバメート(一般名 IPBC)
- 3) (RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(一般名 テブコナゾール)

成分及び含有量：

成分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
ビフェントリン	1.0%	82657-04-3	—	(4)-1701 化管法第二種指定化学物質、化審法指定化学物質
IPBC	5.0%	55406-53-6	—	(2)-3456 2017年3月1日から安衛法表示・通知対象物
テブコナゾール	5.0%	107534-96-3	—	(5)-6229 化管法第一種指定化学物質
〈その他〉				
アルキルベンゼンスルホン酸塩	1.1%	26264-6-2	—	— 化管法第一種指定化学物質
着色剤	2.5%			
グリコール系溶剤, 水等	残	—	—	—

### 4. 応急措置

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹼でよく洗浄する。異常が現れた場合には、速やかに医師の診断を受ける。

吸入した場合：新鮮な空気のところへ移し、安静に保つ。異常がある場合は医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗い、カップ1~2杯の水を与え医師の診断を受ける。意識の無い時には口から何も与えてはならない。

## 5. 火災時の措置

消火時の注意：消火活動には必ず適切な保護具(自給式空気呼吸器等)を着用し風上より行う。燃焼又は高温により発生するガス、煙、蒸気、ミストを吸い込まないように注意する。消火水が下水や河川に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤：粉末、泡沫、炭酸ガス、水

使ってはならない消火剤：情報無し。

## 6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護衣、保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、ガスやミストを吸い込まないようにする。漏出物を土、砂等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、液滴や、ガス、ミストを吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管：容器を密封し、換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かないところに施錠して保管する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：局所排気装置を設置する。取扱い作業場の近くに洗眼、うがい、手洗い、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具：状況に応じた適切な保護具を着用する。  
保護マスク、保護眼鏡、ゴーグル、保護衣(不浸透性、静電気防止服)、エプロン、ゴム手袋(耐油性)  
作業時に着用していた衣類等は、他のものと分けて洗濯する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観：赤色澄明可乳化油状液体

臭い：データ無し。

比重：1.06/20°C

pH：4.0~7.0/20°C (1%懸濁水溶液)

引火点：データ無し。

自然発火性：常温で空気と接触しても自然発火しない。

## 10. 安定性及び反応性

化学的安定性： 通常の取扱い条件では安定。

危険な反応： 知られていない。

危険有害な分解生成物： 燃焼すると有害なガス (HCl, HF, HI, CO, NOx 等) が発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報

急性経口毒性： LD<sub>50</sub> 値 (mg/kg) 推定値 ATE<sub>mix</sub>=1936 (毒性未知成分量 36.5%)

急性経皮毒性： LD<sub>50</sub> 値 (mg/kg) 推定値 ATE<sub>mix</sub>=39500 (毒性未知成分量 46.5%)

急性吸入毒性： LC<sub>50</sub> 値 (mg/L/4h) 推定値 ATE<sub>mix</sub>=2.9 (毒性未知成分量 74.4%)

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：

本剤のデータはないが、着色剤を抜いた製品 (アリピレス木部乳剤 20) は強度刺激物 (ウサギ)

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)： 区分 1 (神経系) に分類されるビフェントリン原体を、区分 2 の濃度限界である 1% 以上・10% 未満含有することから区分 2 とした。毒性未知成分量は 79.5%。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)： 区分 1 (神経系) に分類されるビフェントリン原体を、区分 2 の濃度限界である 1% 以上・10% 未満含有することから区分 2 とした。なお区分 2 (肝臓) に分類されるテブコナゾール原体を 1% 以上含有するが、濃度限界である 10% 未満のため該当しない。毒性未知成分量は 51.6%。

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性)：

急性区分 1 に分類される成分含量から推定し区分 1 とした。毒性未知成分量は 79.5%。

水生環境有害性 (長期間)：

慢性区分 1 に分類される成分含量から推定し区分 1 とした。毒性未知成分量は 79.5%。

生態毒性： 製剤のデータ無し。

残留性・分解性： 製剤のデータ無し。

生体蓄積性： 製剤のデータ無し。

土壌中への移動性： 製剤のデータ無し。

オゾン層への有害性： 製剤のデータ無し。

## 13. 廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。残薬及び洗浄液は、下水等の水系に捨ててはならない。

## 14. 輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号： 3082

品名 (国連輸送名)： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.  
(contains bifenthrin)

国連分類： 9

容器等級： III

海洋汚染物質： 該当

緊急時応急措置指針番号： 171

## 15. 適用法令

### 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物に該当せず（ビフェントリンは劇物であるが含有量 2%以下であり該当せず）。

### 労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

表示対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
沃素及びその化合物 ( I P B C )	—	政令番号 606 (対象となる範囲 1%以上)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)：

通知対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
沃素及びその化合物 ( I P B C )	—	政令番号 606 (対象となる範囲 1%以上)

### 化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：ビフェントリン(第二種・政令番号 94)、テブコナゾール(第一種・政令番号 117)、アルキルベンゼンスルホン酸塩(第一種・政令番号 30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

## 16. その他の情報

### 参考文献

- 1) JIS Z 7252 2009、GHS に基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253 : 2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。